

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	2021年 8月20日～ 2022年 2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	第2幕張海浜保育園 ダイニマクハリカイヒンホイクエン		
所 在 地	〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目110番		
交通手段	【電車】 JR京葉線 海浜幕張駅 下車徒歩1分 【バス】 海浜幕張駅下車		
電 話	043-216-2255	FAX	043-216-2256
ホームページ	http://www.ainosono.or.jp/makuhari2/		
経 営 法 人	社会福祉法人愛の園福祉会		
開設年月日	2013年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	3	5	5	5	6	6	30		
敷地面積	354.73㎡			保育面積			316.55㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	毎日の視診・触診チェック・内科検診(年2回) 歯科検診(年1回) 尿検査(年1回)								
食事	3歳未満児は完全給食。3歳以上児は副食とおやつを給食します。 給食は月～金曜日まで、離乳食は土曜日も給食します。(アレルギー対応可)								
利用時間	午前7時から午後8時まで(土曜日は午後6時まで)								
休 日	日曜・祝祭日及び12月29日～1月3日まで								
地域との交流	JR海浜幕張駅・ステーションビル・幕張海浜公園との交流								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		8	7	15
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	13	0	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	千葉市美浜保健福祉センター こども家庭課	
申請窓口開設時間	8時30分から17時30分	
申請時注意事項	千葉市各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施規希望月の前月中旬頃に保育園または千葉市より通知があります。	
入所相談	園生活に関する事については保育園までお問い合わせ下さい。(随時)	
利用代金	千葉市の基準により世帯の住民税の課税額などによって決められます。	
食事代金	上記利用代金に含まれています。	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>キリスト教精神に根ざし、三愛精神の基本理念のもと「良心教育」「情操教育」「健康教育」「安全教育」を行うことを保育の基本方針としています。また、日々の保育においては4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性（自立性・自立心・自律性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味・集中力・探究心）のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>大切な命を預かっていることの責任と自覚を持ち、利用者や地域の子育てニーズの把握に努め、就学前教育の役割をも自覚してそれに即した保育の提供を行い、利用者や児童から信頼と満足を得て地域に根差した保育をしている。乳幼児共に保育カリキュラムを定め、個々の生活から集団生活へと徐々に移行できるように、年齢ごとに保育カリキュラムを作成し保育の実践を行なっています。日々の遊びを通して子どもたちの基本的な生活習慣の自立が促されて行けるよう保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>キリスト教精神に基づき聖書の教えを保育の基本とし、幼子を愛し幼子に寄り添い小さな子どもたちの、声にならない声を、ことばにならないことばをしっかりと聴き、一人一人が毎日安心して保育園で過ごせるように、様々な欲求や甘えを受けとめながら、子どもと同じ目線で同じものを見つめ、共に喜び合いながら、子どもの育ちに寄り添ってまいります。</p> <p>また、一人一人が神様の愛と恵みのもとで育てられ、共に育ちあえるよう日々の保育の中で「感謝の気持ち」「命の大切さ」を実感するような保育カリキュラムを展開しております。職員と子どもとの距離感も近く、全職員が一人一人の子どもや家庭状況を把握して保育をしています。そして、子どもの成長にじっくりと関わり、きめ細やかな対応を心掛けています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

<p>特に力を入れて取り組んでいること</p>
<p>理念・基本方針の周知・理解への取り組み</p>
<p>社会福祉法人の役割として、地域の福祉ニーズの把握に常に努めており、社会的な背景としてますます高まっている福祉へのニーズにも応えるべく園が開設された。キリスト教精神に根ざし、三愛精神を基本理念のもと「良心教育」「情操教育」「健康教育」「安全教育」を行うことを保育の基本方針とし、日々の保育においては4つの基本方針のもとに、園児一人ひとりの主体性(自立性・自立心・自律性)を重んじ、社会性の芽生え(協調性・連帯性・責任意識)を育て、個性が伸びる創造性(興味・集中力・探究心)のある子どもを育成することを目標とした保育が日々行われている。園の理念・方針・目標等については、利用者への周知・理解がなされるよう、毎月のおたよりの記載や行事の際のお話等で取り組んでいる。</p>
<p>人材の確保と育成に取り組んでいる</p>
<p>保育士養成校との連携のほか、学生向けの説明会・各団体が主催する就職説明会において園の求めている人材が確保できるように取り組んでいる。また、職員が自身の将来像をしっかりと描き、自信を持ちながら安心して働き続けることができるよう、3つの柱を中心とした人材育成を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経験年数ごとに身につけてほしい育成指標(技能、経験)を明確にしたキャリアプランを作成して、自分自身の成長について自ら進んで取り組めるようにしている。 2. 職員としての経験年数や法人への貢献年数、専門分野別の研修実績やキャリアパス、さらに人事考課結果を加味して処遇改善の手当を支給している。 3. 保育の仕事は、子どもの成長に寄り添える素敵な仕事であり、大きな責任も伴う大切な仕事であることから、保育者が抱える潜在的な不安や悩みについて、現在のコンディションを可視化・データ化する保育者ケアシステムを導入し、園長との面談を通して不安や悩みを解消できるように努め、笑顔で安定的な勤務を行うことが出来るように支援している。
<p>保育を取り巻く課題に対して積極的に対応できるように委員会活動が行われている</p>
<p>社会福祉連携推進法人の制度化など社会福祉法人の在り方が問われており、社会福祉法人愛の園福祉会・学校法人堀口学園でも、現在の保育を取り巻く課題に対して積極的に対応できるように、法人内の各園園長が担当者となって、キャリアアップ研修検討委員会・働きやすさ検討委員会・デジタル委員会・感染症対策委員会・おいしい給食委員会・事務業務委員会がつけられている。それぞれの園から委員会の構成メンバーが選抜され、課題や慣習的に行ってきた業務に関しての見直し・効率化を行い、組織として法人全体が成長することが目指されている。</p>
<p>情報発信にむけて新しい技術を取り入れることに力を入れている</p>
<p>園近隣の住宅の拡充によって、利用希望者が増えることが予想されることから、園児数を増やすことを視野に入れて、受け入れ体制の整備(園の規模の拡大)(職員の確保と育成)に取り組む計画が進行中である。また、現在も施設見学や電話での育児相談は行っているが、地域に根差した子育て支援に力を入れていくには、園での取り組みや情報を積極的に公開していく必要性があり、リーフレット等の印刷媒体やホームページの見直しを定期的に行うことが計画されている。社会の変化に伴って、デジタルコンテンツによる情報の配信が一般化しており、法人でデジタル委員会を立ち上げて情報発信に力を入れている。</p>
<p>水準の高い食・食育の実践が行われている</p>
<p>千葉市の作成した献立を基に、法人内の各園で工夫を凝らした給食を提供していたが、業務改善として各園の栄養士が連携することに取り組んでいる。法人内の園長・主任保育士・栄養士が、定期的に話し合いを行い、法人独自の献立を各園の栄養士が持ち回りで作成し、園児にとっておいしく、たのしい給食が提供できるようにしている。また、職員の目が行き届く環境で食事をし、衛生面の管理・アレルギー児の誤食防止が行われている。ベランダで栽培したピーマン・なす・ミニトマト・おくらなどの旬の野菜に触れ、調理の体験を行うことで、五感を使って食べ物のありがたさを実感できる心情を育てることや自然からの恵みや毎日美味しい食事ができることに感謝する気持ち・大切さを伝える取り組みも行っている。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

保護者会の組織化

保護者・保育園が一体となり、子どもにとってより良い保育環境が構築されるように保護者会の設立が課題となっている。コロナ禍にあって誕生日参観、保護者の保育参加等を差し控えているが、Zoomによる誕生日参観を再開するほか、懇談会などの機会を定期的に設けるなど、保護者の協力を得ながら保育を進められるようになることを目指している。保護者会を組織化し保護者全体と情報交換を行うことは園と保護者の信頼関係の構築に繋がるほか、園が地域のコミュニティの核としての役割を果たすことになると考える。

時代を見据えて、保育の質の維持を図る取り組み

時代や環境に応じて変えるものとして、事業の種類・保育方法・育てるべき子どもの力・情報提供の方法・人材確保、育成の方策・福利厚生施策・姉妹法人である学校法人堀口学園との法律的な枠組みを超えた連携の在り方が挙げられており、この長期的視点で事業計画が立案されている。コロナ後を見据えて、地域や社会のニーズを取り込んだ更なる取り組みが望まれる。

地域ニーズの掘り起こし

入園希望園児数は年々増加傾向にあるが、園近隣の住宅の拡充によって、さらに利用希望者が増えることが予想されることから、園児数を増やすことを視野に入れて、受け入れ体制の整備(園の規模の拡大)(職員の確保と育成)に取り組む計画が進行中である。また、地域ニーズの掘り起こしのため、一時預かり事業を始めたり、アウトレットに来る買い物客の子どもなどの受け入れニーズを調査し、駅直結の保育園の特性を生かしたあり方を模索することが望まれる。海浜公園を利用する親子連れを対象に、子育て相談等の支援を開拓するなど新たなニーズの掘り起こしが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

この度の第三者評価における利用者からの評価を真摯に受け止め今後の課題として取り組んでいきます。多くの利用者から頂いた高い評価は今後も維持できるように努め、改善、見直しが必要なところは確実に改善に取り組み、よりより保育の提供に努めて参ります。保護者会を組織化し保護者全体と情報交換を行うことで、園と保護者の信頼関係の構築に繋がるほか、園が地域のコミュニティの核としての役割を果たせるよう努めて参ります。また、長期的に地域や社会のニーズを取り込んだ計画を図って参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育の質の向上への取り組み	3	0
			16 提供する教育及び保育の標準化	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		0		
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キリスト教精神に根ざし、三愛精神の基本理念のもと、心の清い正直な人間「良心教育」心の豊かな明るい人間「情操教育」体の丈夫な強い人間「健康教育」運動神経の発達した機敏な人間「安全教育」を育てることを保育の基本方針としている。それが、「良い子とは良い性格の持ち主である」という基盤となると考えている。さらに、独自の保育カリキュラムを実践することで、自立心・自律心・自主性・責任感のある「主体性のある子ども」協調性・連帯感・友情に厚い「社会性のある子ども」興味・関心・好奇心・集中力・冒険心・実行力を持つ「創造性のある子ども」に成長できるように支援している。これらのことを、ホームページ・入園のしおり・就業規則などに明記している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員が日々理念・方針を確認出来るように、職員が集まるランチルームに掲示しているほか、法人の設立の趣旨・社会的使命、理念・基本方針を理解し、保育業務にあたる事が出来るようクラス内ファイルに綴じてある。毎週月曜日の朝礼では、理念・方針を職員で読み合わせ、再確認をしながら保育業務にあたっている。理事長が園を訪れた際は園の様子を確認するほか、行事の折などには、理念や基本方針を保育実践として展開するため、行事を行うことの意義を直接職員に伝えている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理事長がホームページで、「保育に対する基本姿勢」「子育て支援に対する基本姿勢」を示して園の思いを明確にしている。また、入園前の園見学の際に保護者に向けて園の方針などを分かり易く説明している。入園時には、「入園のしおり」を用いて利用者(保護者)に理念・方針の説明を行い、その理解と協力を依頼している。また、園からの情報提供として、園だより・クラスだよりなどで子どもの日々の成長を伝えるとともに、懇談会や各家庭との連絡ノートのやり取りで保護者と子どもの成長の喜びを共有できるよう取り組んでいる。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は中・長期事業計画を踏まえ策定し、理事会で承認を得ている。保育を取り巻く社会動向については、社会福祉法人経営者協議会からの情報や研修参加、市の施設連絡会議等を通して情報収集に努めている。また、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)を行う中で、社会動向を踏まえた法人・園の課題を明確にして毎年度の事業計画書を作成しており、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われ、全職員に対して周知される。事業計画には、財務・人事(人材育成)・組織制度(会議)・施設設備計画・保育内容・将来に対するビジョン等が含まれている。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されるように、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われているほか、各計画の進捗状況は、園長が現場の状況を把握し、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)の中で報告している。理事長と法人の各園園長が毎朝Zoomでリモートによる打ち合わせをしており、現場の状況が確認されている。また、実際の保育の計画については、全体的な計画に基づきクラスごとに園長・主任保育士・担当保育士が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。日々の保育の中から見えてくる課題・反省についても、月反省を書面にて行い次月以降の保育改善に努めている。保育について全職員が共通理解を持てるように、職員会議は正職・パートも含め2回に分けて行うほか、会議録を回覧することで会議内容の周知・徹底に努めている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念の実現や保育の質の向上、職員の働き甲斐等にたいして、園長・主任保育士で話し合い改善の為にお互いに意見を出し合っている。また、職員が仕事にやりがいを持ち、継続勤務ができるようにキャリアアップ計画を策定している。OJTを含む内部研修と保育経験年数に合わせた外部研修に参加することで、職員の知識・技術の向上・意欲につなげている。研修後は、会議の場で研修報告を行う。また、研修報告書の作成・回覧を行い参加者のみの理解にならないように全職員の共通理解を図っている。職場の人間関係についても円滑であるように日々の観察を行い、必要に応じて園長・主任保育士が話し合い、対策を取って、職員との定期的な面談を行っている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>社会福祉法人が運営する保育園であることから、法人の社会的な使命と設立の主旨を理解できるように、入職時に就業規則や服務規程とともに説明している。また、職員会議や職員園内研修の場を用いて、倫理観や業務に関連する法令を事例に基づいて説明している。歴史ある姉妹園で行われている保育を受け継いでいくために、キリスト教保育・モンテッソーリ保育の理解についても職員一人ひとりが深めていけるように取り組んでいる。プライバシー保護の考え方についても、職員就業規則・服務規程に明記して職員に周知を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成のためキャリアプラン計画を作成し、経験年数に応じた目標を定めている。それに伴い法人で研修委員会を発足し、職員個々のキャリアアップに対する意識を高めるとともに、研修の進め方等について見直しをすることで人材の定着化を目指している。また、職員の役割と権限についても、職務分担表を作成し、職員の役割・業務を明確にしている。職員の評価については、年2回の業績分配給支給時期に合わせて人事考課を行っており一次考課を主任保育士、二次考課を園長、三次考課を理事長が実施し、業績分配給の支給率、定期昇給に反映させている。人事考課の結果については園長から職員それぞれに伝えるほか、育成課題を明確にし、日常業務でのOJTや研修計画に活かしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員が相談しやすいように事務所のドアを開放し、園長・主任保育士にいつでも相談や報告・意見が言えるように環境を整えている。上席者は相手の立場になり話が聞けるよう(傾聴)努めている。職員のモチベーションの向上を図る意図で、グッドジョブカード制度を導入し、職員間で「良い行動」について積極的に褒める取り組みを行っている。時間外労働についても園長が日々チェックをして記録をしておき、職員の有給休暇取得率については毎月有給休暇表を用いて消化率の確認を行い、有給休暇の取得を進めている。また、法人内で働きやすさ検討委員会を発足し、職員の職場の対する満足度や定着率アップに繋がる働き方の話し合いをしている。育児休暇の対象になる職員がいた場合は説明を行い、取得を進めていく方針である。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キャリアプラン計画によって経験年数に応じた職種別、役割別に能力基準を明確にして、職員一人ひとりに対して、個々の目標と課題が達成できるように研修参加の機会を設けるなどの支援している。経験年数の浅い職員や新任保育士に対しては、具体的な仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを計画的・継続的に指導できるように、園長及び主任保育士、保育経験・育児経験のある職員が日々の業務の中でOJTとして指導を行っているほか、スキルアップのために新しい課題を設定して振り分けるなどの更なる人材育成に取り組んでいる。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの権利を守り、個人の意思を尊重できるように、法の基本方針や児童権利宣言などは会議の場や朝礼で確認を行うほか、日常の保育の中で子ども一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの成長に合わせた援助が行えるように職員会議を通して共通理解を図っている。また、キリスト教保育の実践として、乳幼児の健全な育成のために、「子どもの発達権を保障する。環境権を保障する。教育権(保育を受ける権利)を保障する。」ことが、神への応答の実践であると確信し、これを創立以来、園設置・運営の基本理念として大切にしている。日々の保育の中では、園長及び主任保育士がクラスを巡視し、職員の言動・子どもへの声の掛け方・関わり方などを確認して必要に応じて、指導を行っている。家庭での虐待被害防止対策としては、受け入れ時の視診チェック及び子どもの様子の変化から虐待被害の有無を判断している。もし虐待被害が見られた場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。(虐待防止マニュアルの整備をしている)</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しており、個人情報の適正な活用と個人の権利利益を保護することが、事業者にも求められている。そのことに対応して、園が決めた個人情報保護方針をホームページ、パンフレットに掲載・事業所等内に掲示し、職員・利用者(保護者)に周知している。職員に対しては個人情報保護規程を策定し、個人情報の保管・管理等について、会議・オリエンテーション等を用いてその重要性について伝えている。また、個人情報の利用目的を明示した内容の手紙を配布し、保護者からの同意を得られるように取り組んでいる。サービス提供記録の開示についても、案内文を玄関掲示板で利用者に伝えると共に、記録開示の準備も整えている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者からの要望等は連絡ノートを通じて担任から園長に報告されおり、課題解決に向けて早期に対応するとともに、記録簿にまとめられている。また、直接理事長に要望等を伝えるための親展封筒を保護者に配布するなど、迅速に問題を解決する仕組みをつくっている。職員と利用者の関係性を大切にし、コミュニケーションをとることにより常に利用者が要望・苦情・意見・相談をしやすい環境作りを努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内の苦情解決の方法として、苦情受付担当者として苦情解決責任者を定め、利用者にも書面の配布や趣旨文を掲示することで周知を図っている。また、マニュアルの整備、担当者研修を行って苦情解決の体制を整えている。利用者から苦情等があった場合には、早急な課題解決に取り組むほか、苦情解決のプロセスを踏んで、利用者に対しての説明を行っており、記録簿に記録を残している。さらに、千葉市民間保育園協議会が設置する苦情解決制度に加入し、当事者間での解決が難しい問題に関して、第三者委員を通じて苦情や意見を解決する環境を整備している。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年4回、教育及び保育の質について職員自身が自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。保育内容については職員会議を開き、その月の保育内容を振り返って課題の抽出を行っている。保育の質の向上のため、長期・中期・短期に分けて計画を策定しているが、PDCAサイクルとしての継続的な管理体制の構築を今後の課題としている。また、事業所の社会的責任として組織の透明性を示すため、第三者評価を実施するとともに、結果を保護者や地域に向けてホームページで公表している。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>社会福祉法人として約40年の歴史を持ち、開設当初から受け継がれている法人作成の保育マニュアル(教諭<保母>研修会テキスト～保育実践の手引き～、キリスト教保育、教会歴ほか)があるほか、安全対策や食物アレルギー対応・感染症予防などの各種業務マニュアルは定期的に見直しを行い、各クラスに配布しつつも職員が閲覧できるようにしている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の利用や見学についての問い合わせには、園長及び主任保育士を担当者として随時対応しており、問い合わせの方法は、ホームページやInstagram・地域向けのお知らせなどの媒体を活用して周知している。一時預かり保育や休日保育等については、園で実施していないため、姉妹園を紹介したり、利用内容を聞いたうえで、それに見合った実施施設を紹介するなどの対応を行っている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園する際に保護者に「入園のしおり」を配布し、理念に基づく保育方針と保育目標、利用にあたっての基本的な注意事項等を説明するとともに、家庭に対して理解と協力を得られるようにしている。今後もより確実で分かりやすい情報提供を心がけ、内容の周知徹底を図る。また、保護者と子どもに関する情報は、児童票・年齢別アンケートに記入してもらい、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、法人の理念・保育方針を基に年齢ごとの目標や乳幼児期の発達の特性や連続性を踏まえて作成されている。また、全体的な計画では、養護と教育の観点から保育の内容に言及しているほか、健康支援、環境・衛生管理、保護者・地域への支援、研修計画、安全対策、事故防止、自己評価を含めて、様々な視点を網羅している。これらのことについて、共通理解が得られるように、作成にあたっては全職員が参画し、協力体制のもとに柔軟性を持って保育を展開できるよう努めている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画をもとに保育目標を定め、それを達成するために1年を4期に分け、3ヶ月を1期とした年間指導計画(年間カリキュラム)を策定している。また、年間指導計画をさらに細分化して、月案、週案、日案を作成している。月案では、季節の変化を考慮し、発達過程・生活の連続性を踏まえて子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられているほか、ねらいが達成できるように各年齢に合わせ環境構成を行っている。週の終わりにはクラス単位でその週の保育内容の振り返りを行い、翌週・翌月に活かす取り組みとして記録を残すようにしている。3歳児未満については、個別指導計画と個別記録簿を作成して、個々に合わせた保育計画となるようにしている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の保育理念を基に、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもが主体として取り組める活動を心掛けている。園児の年齢発達に合わせた玩具や遊具を用意して、日々の保育で使用しており、定期的に玩具の検討を各年齢に合わせて行っている。また、好きな遊びが自由に出来るように、保育室の環境を工夫し整えている。3歳児以上は素材や用具を自由に使えるように、廃材などの材料を用意して、製作コーナーで遊ぶことが出来るようにしている。また、一日のカリキュラムの中で子どもが自由に遊べる時間を確保し、その中で子どもが自発性を発揮できるよう、保育士が関わり、援助や言葉かけ・働きかけを行うようにしている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間を通して園児たちと季節の花や野菜のプランター栽培を行うことで、植物の成長や変化に気づく活動を行っている。また、小動物の飼育を通して生き物に対する親しみといたわりの気持ちを持ち、命の大切さに気付く取り組みを行っている。地域社会との関わりでは、散歩中に地域住民に挨拶をしたり、公園で自然に触れたり、花植えをしたり、公園内のゴミ拾いをするなどして、地域住民との関わりを持つ機会を作っている。さらには地域の行事に参加し、その雰囲気に触れるなかで自分の役割を果たすことが出来るような活動を行っている。3歳以上児については、姉妹園との交流の機会があり、その際には公共交通機関(バス)を利用するなどして、社会性が身に付く取り組みも行っている。近隣の公園で季節の変化に気づき、子ども自らが環境に関わり、自発的に活動ができる取り組みを工夫した遊びを展開している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>遊びや生活を通して他の園児と活動する中で、共通の目的を見出したり、協力して遊びを進展させたり、園児同士が力を合わせて取り組むことが出来るように、保育士は見守りながら必要に応じて年齢に即した援助を行っている。また、当番活動では、園児が自分の役割を果たすことが出来るような取り組みを行っている。食事や園外散歩を一緒に行うことで、自然と異年齢児が関わりを持つ環境となっているため、手洗いや洋服の着脱などの時に「小さな子の面倒をみてあげてね」などと声掛けして、他者との良好な関係を築けるような支援を行っている。園児同士のトラブルについては、双方の気持ちを受け止めつつ適切な対応をとるようにしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝礼や職員会議で各クラスより園児についての報告を行い、個別の配慮が必要な場合などについての話し合いを行っている。また、児童票や個別記録を確認しながら、支援の結果を関係者で共有する場を設けている。現在は障害児や特別な配慮を必要とする園児はいないが、研修等には参加し知識を得て保育体制は整えている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>長時間にわたる保育に対して、子どもが安心・安定して過ごすことが出来るように環境を整えている。夕方からの保育も楽しく落ち着いて過ごせるように、毎月、活動カリキュラムを策定している。担当職員とも定期的に会議を持ち、保育内容や遊びについて情報共有しているほか、遊具・教具を用意している。睡眠を要する園児には、保育士が目視で確認できる場所で休むことが出来るような環境を整えている。職員間の引き継ぎは引継ぎ簿・口頭で伝達しており、引継ぎ簿のチェック欄にチェックし、受け渡しを担当する職員が、園児の様子や連絡事項等を漏れ無く保護者に伝えている。基本的には年齢ごとに保育をしているが、合同保育の際は遊びの配置等に気を付け、すべての園児が安全に過ごせるように配慮している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園児一人ひとりの成長過程を相互に理解し、保育が保護者の協力を得ながら進められるように、口頭や連絡ノートを通じて、情報交換を密に行っている。保護者からの相談については、登園・降園時に主任保育士及び担当保育士が対応し、その内容を記録して園長に報告している。また、コロナ禍にあつては、Zoomによる個人面談等を行っている。緊急を要する相談内容は、園長または主任保育士が電話や直接面談を行っている。また、園生活の様子を身近に感じてもらえるよう、コロナ前は誕生日参観、保育参加を行っていたが、現在はZoom配信で保育の様子を見てもらっている。</p> <p>就学に向けて、職員間で協力しながら園児の成長がより明確になるように保育所児童保育要録を作成している。小学校職員と職員との情報交換の場については、電話等を使用して行っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、嘱託医による健康診断・内科検診・尿検査(4・5歳児対象)を実施している。</p> <p>感染症対策として、子ども・家族の健康状態を連絡できるシステムを導入し、毎朝、携帯電話やパソコンから連絡を貰っており、登園時にも保護者から口頭で聞いたうえで視診によって健康状態を把握している。年齢に応じて、検温・視診・触診チェックを、時間を決めて行い記録している。また、職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知しAEDの訓練講習を受け、そのことを保護者へ通知している。子どもの心身の状態から、不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合には園長に報告し、継続観察を行うとともに、専門機関との連携が図れる体制を準備している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に園児の体調不良、事故・怪我が発生した際は、園長・主任保育士に報告をするとともに、事務所内のベッドで安静にするなどの処置を行い、状況に応じて保護者へ連絡する体制を整えている。嘱託医をはじめとした近隣の医療機関での敏速な受診が出来るように、事務所に連絡先を掲示するなどの対応を行っている。感染症については発生状況を園内の掲示板に掲示したり、キッズリー(一斉メール)に記事を掲載したりするなどして、注意喚起・情報提供を行っている。また、市及び保健所に敏速に連絡ができるようマニュアルを整備している。医薬品については、常備するとともに月1回の点検を行っている。また、法人で発足している感染症対策委員会会議を月1回開くことで、姉妹園の情報及び看護師のアドバイスを受ける体制も整っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士が中心となり食育計画表を策定し、実施した結果は記録として残している。また、園児が食への興味・関心が持てるようにプランターで野菜を栽培するほか、4・5歳児は食材の下処理(野菜の皮むき)を行い、他のクラスでも旬の食材に触れる機会を持つなど、五感を使って食への興味・関心が持てるような取り組みを行っている。</p> <p>落ち着いた食事が出来るようにテーブルごとに職員を配置し、栄養士を含めて全職員が個々の食事の状況把握に務めている。また、家庭的な温かい雰囲気大切にしておき、定期的に配置の見直しをしている。アレルギー対応については、研修に参加して理解を深めるとともに、職員会議で知識の共有を図っている。誤飲防止策としてアレルギー対応食は食器を他のものと区別して配膳し、誤飲しないような体制を整えている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内の温度・湿度・湿気・採光・音等については、担当者が保育室の巡視と確認を行い、記録をつけている。鉄道高架下の立地条件を考慮し、出来るだけ電車の音で保育・午睡などに影響がでないように配慮している。また、毎月、害虫駆除点検を業者に依頼しているほか、職員が毎日室内外の整理整頓と決められた担当箇所清掃を行い、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。また、衛生面での管理として、こまめな手洗い等により清潔を保つようにするとともに、消毒液によるふき取り等で施設の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ヒヤリハットの報告書や園内の危険箇所等を各部屋に掲示している。また、遊具点検は各クラス及び担当責任者が責任を持って行っている。散歩で利用する公園については、公園マップを作成して、子どもが危険個所に近づかないように注意喚起している。事故が起きた際には、原因分析をして、事故防止対策を職員で話し合い記録簿を作成している。事故発生時の対応マニュアルを整備してほか、不審者対策としては年1回不審者対応の訓練を実施している。インターフォン越しに相手の顔・名前を確認したうえでドアの開錠をするように徹底している。開錠時の暗証番号の変更を定期的に行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地震・火事・津波等を想定したマニュアルを策定しているほか、年間消防計画に基づいて避難訓練を毎月実施し、職員の役割分担を明確にすることで、訓練を通して防災への意識を高めている。また、ステーションビル(テナント)という立地条件から、駅、商業施設と合同で年2回避難訓練・消火訓練を実施しており、避難誘導の確認、AEDの使い方の講習を受けている。事故発生に備えて緊急連絡や消防アナウンス等も整備されている。さらに、震災時には電話が使えない状況があったことから、キッズリー・セコム安否確認サービスの配信によって、利用者及び職員の安否を発信する準備も整っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内見学で訪れた保護者や園外保育で出会った地域の人と積極的に話をすることで、子育てに関するニーズの把握に努めている。また、千葉県民間保育園協議会に加入し、広報誌を通して子育て情報を発信している。保護者に対しても市からのお便りを配布するなど、広い範囲での地域の子育て支援に関する情報を提供している。駅近の保育園でありことから、駅前広場で行われる地域のイベント等に園児とともに参加することもあり、子どもと地域の方々との交流の機会となっている。</p>		